

「防災都市渋川」をめざして

市民の皆様には、日頃より、市の防災行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年は、地球温暖化の影響に伴い、全国各地で発生している自然災害が激甚化し、多くの人命や財産が失われています。

このような中、平成29年度に水防法が改正され、利根川における洪水浸水想定区域が大幅に見直しされました。また、今年度は、中小河川についても見直しが行われています。

本市では、市内の洪水浸水想定区域を市民の皆様には知っていただくため、「洪水ハザードマップ」を作成しました。

この「洪水ハザードマップ」には、水防法改正の概要をはじめ、非常時の持出品や、洪水浸水想定区域を色分けした地図を掲載しています。

「自分の命は自分で守る」「自分達の地域は自分達で守る」という防災の基本理念の下、家族や地域の方々と、普段からの備えや、はん濫時の避難場所などを事前に話し合ってくださいと思います。

「想定外」の災害が起きても、犠牲者を出さない「防災都市渋川」を市民の皆様と一体となって、めざして行きたいと考えています。



平成31年3月
渋川市長 高木 勉

索引

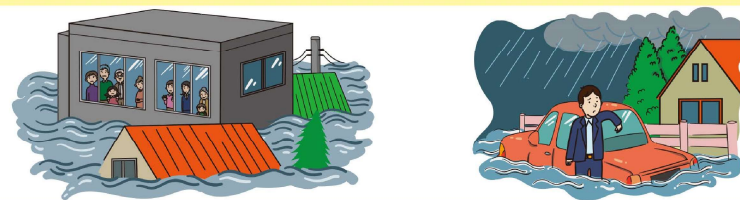
●水防法改正の概要	2
●洪水浸水想定区域図 作成の考え方	3
●新たな浸水深の配色・目安	4
●家屋倒壊等氾濫想定区域の説明	5
●気象庁の気象情報発表基準	6
●洪水予報の発表基準	7
●非常時持出品の準備&チェック	8
●全体図	9・10
●詳細図1～13	11～35
●指定避難所	35
●指定緊急避難場所	35・36
●ため池等ハザードマップについて	37
●伊泉谷戸溜池・大谷の堤	38
●茂沢ダム	39・40
●川島第1調整池・石原調整池、石原貯水池(後堤)	41
●塔之辻貯水池・上之原貯水池	42
●気象・災害情報収集先	裏表紙

水防法改正の概要

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化しています。このような状況を踏まえ、水防法は平成27年、29年に改正されました。

課題

近年、洪水のほか、内水※・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発!!



※内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。条文上は、「雨水出水」。

改正の概要

- : 水防法改正
- ◇: 水防法・下水道法改正

方向性

① 想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実・強化

- 現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表



河川整備において
基本となる降雨を前提



想定し得る
最大規模の洪水に係る
浸水想定区域



方向性

② 想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実・強化

- 想定し得る最大規模の内水に係る浸水想定区域を公表する制度を創設
- 内水に対応するため、下水道の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設

※「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において実施することを想定

方向性

③ 下水道管理者と連携した、内水に対する水防活動の推進

- ◇ 下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け

浸水想定区域… 市町村地域防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。
→ 洪水予報等、浸水被害の危険を周知する制度と相まって、避難体制等を充実・強化